

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱

平成20年 5 月15日

長崎県告示第522号

改正 平成21年 3 月31日告示第443号
平成21年 4 月24日告示第539号
平成22年 5 月18日告示第470号
平成22年 7 月30日告示第708号
平成23年 4 月 8 日告示第446号
平成23年 8 月19日告示第789号
平成24年 4 月 6 日告示第431号
平成24年10月19日告示第903号
平成25年 4 月 2 日告示第436号
平成26年 4 月15日告示第489号
平成26年 7 月 4 日告示第677号
平成27年 1 月30日告示第85号
平成27年 4 月28日告示第524号
平成28年 3 月29日告示第320号
平成28年 5 月13日告示第403号
平成29年 3 月31日告示第319号
平成30年 3 月30日告示第306号
平成30年 5 月18日告示第402号
平成31年 3 月26日告示第271号
令和 2 年 3 月31日告示第303号の 3
令和 2 年 4 月24日告示第357号
令和 2 年 6 月30日告示第486号
令和 2 年 7 月10日告示第505号
令和 2 年 8 月 4 日告示第547号
令和 2 年 9 月25日告示第638号
令和 3 年 2 月16日告示第130号
令和 3 年 3 月19日告示第230号

令和3年7月6日告示第490号
令和4年3月18日告示第224号
令和4年10月18日告示第665号
令和4年12月13日告示第784号
令和5年2月24日告示第119号
令和5年3月28日告示第246号
令和6年3月26日告示第199号

注 令和3年2月から条文沿革を注記した。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱を次のように定める。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 長崎県教育委員会の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告

書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないとき、これを省略することができる。

(1) 請求内訳書

(2) 出来高調書

(3) 事業の実施における契約書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱(以下「新要綱」という。)は、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

(長崎県夜間照明施設整備補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長崎県夜間照明施設整備補助金交付要綱(昭和52年長崎県告示第477号)

- (2) 公立高等学校生徒遠距離通学費補助金交付要綱(昭和48年長崎県告示第502号)
 - (3) 長崎県高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助金(県立学校)交付要綱(平成8年長崎県告示第517号)
 - (4) 市町村立学校外部講師配置推進補助金交付要綱(平成12年長崎県告示第645号)
 - (5) 長崎県教育文化振興費補助金交付要綱(昭和48年長崎県告示第622号)
 - (6) ながさき子ども伝統芸能活性化事業補助金交付要綱(平成18年長崎県告示第943号)
 - (7) 長崎県中学校文化活動費補助金交付要綱(平成18年長崎県告示第944号)
 - (8) 長崎県体育指導委員実技指導用体育用具購入費補助金交付要綱(昭和40年長崎県告示第696号)
 - (9) 長崎県社会体育研究指定市町村スポーツ活動費補助金交付要綱(昭和40年長崎県告示第697号)
 - (10) 長崎県社会体育振興特別対策事業費補助金交付要綱(昭和54年長崎県告示第280号)
 - (11) 長崎県児童生徒体力づくり施設整備費補助金交付要綱(昭和56年長崎県告示第632号)
 - (12) 長崎県学校給食(完全給食)促進事業費補助金交付要綱(昭和58年長崎県告示第429号)
 - (13) 長崎県スポーツ振興費補助金交付要綱(昭和60年長崎県告示第1225号)
- (経過措置)

3 新要綱に規定する補助金等であって、平成19年度以前の予算に係る分については、当該補助金等に係る定め(以下「旧要綱」という。)は、なおその効力を有する。

4 新要綱の告示日前における平成20年度の予算に係る補助金等についてなされた旧要綱に基づく処分、申請その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(平成21年告示第443号)抄

平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成21年告示第539号)抄

平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成22年告示第470号)抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

改正文(平成22年7月30日告示第708号)抄

平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

前文(平成23年4月8日告示第446号)抄

平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成23年 8 月19日告示第789号）抄
平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年 4 月 6 日告示第431号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成24年10月19日告示第903号）抄
平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成25年 4 月 2 日告示第436号）抄
平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年 4 月15日告示第489号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成26年 7 月 4 日告示第677号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年 1 月30日告示第85号）抄
平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成27年 4 月28日告示第524号）抄
平成27年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年 3 月29日告示第320号）抄
平成28年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成28年 5 月13日告示第403号）抄
平成28年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成29年 3 月31日告示第319号）抄
平成29年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成30年 3 月30日告示第306号）抄
平成30年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成30年 5 月18日告示第402号）抄
平成30年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（平成31年 3 月26日告示第271号）抄
平成31年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和 2 年 3 月31日告示第303号の 3 ）抄
令和元年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年4月24日告示第357号）抄
令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年6月30日告示第486号）抄
令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年7月10日告示第505号）抄
令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年8月4日告示第547号）抄
令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

前 文（令和2年9月25日告示第638号）抄
令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和3年2月16日告示第130号）抄
令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和3年3月19日告示第230号）抄
令和3年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和3年7月6日告示第490号）抄
令和3年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年3月18日告示第224号）抄
令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年10月18日告示第665号）抄
令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和4年12月13日告示第784号）抄
令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和5年2月24日告示第119号）抄
令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

改正文（令和5年3月28日告示第246号）抄
令和5年度予算に係る補助金等から適用する。

別表（第2条関係）

（令3告示130・令3告示230・令3告示490・令4告示224・令4告示665・令4告示784・
令5告示119・令5告示246・一部改正）

1 教育環境整備課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金	生徒の就学機会の確保及び保護者の教育費負担の軽減を図る。	県立高等学校の寄宿舎運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	県立高等学校の寄宿舎運営協議会
2	長崎県公立高等学校生徒通学費補助金	公立高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	保護者の負担する生徒の通学に要する経費。ただし別に定める補助要件に該当するものに限る。	別に定める基準により算定する額	生徒の保護者
3	長崎県育英会事務費補助金	公益財団法人長崎県育英会の円滑な運営を図る。	奨学金貸与事業に係る人件費（県からの派遣職員を除く。）及び事務費	10分の10以内	公益財団法人長崎県育英会
4	公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金	県内の高等学校等が設置されていない離島から本土または他の離島の県内の公立の高等学校等へ進学した生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 通学に要する交通費 (2) 居住費	10分の10以内。ただし、別に定める額を限度とする。	生徒の保護者
5	長崎県立高等学校就学支援金補助金	県立高等学校における教育に係る経済的	県立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒

		負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。			
6	長崎県市立高等学校就学支援金補助金	市立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県内の市立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒
7	長崎県市立高等学校就学支援金事務費交付金	長崎県市立高等学校就学支援金に関する事務の円滑な実施に資する。	長崎県市立高等学校就学支援金に関する事務に要する経費	10分の10以内	市町
8	長崎県立高等学校学び直し支援金補助金	高等学校を中途退学した後、再び県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒
9	長崎県市立高等学校学び直し	高等学校を中途退学した後、	県内の市立高等学校の授業料	10分の10以内	生徒

し支援金補助金	再び市立高等学校で学び直す者に対して、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。			
---------	---	--	--	--

2 義務教育課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	「しま」体験活動支援事業費補助金	「しま」地区の自然・歴史・文化を活用した体験活動の推進及び「しま」地区の活性化を図る。	「しま」地区の市町が、教育課程に沿った体験活動等を実施した本土地区の公立小・中学校、義務教育学校又は保護者に対して、体験活動等にかかる経費を過疎対策事業債を活用して補助した場合に、当該市町の後年度に生じる元利償還金のうち、地方交付税措置分を除く市町の実質負担額	2分の1以内	市町
2	学力向上のための非常勤講師等配置支援事業費補助金	児童生徒の学力向上のために、学校の人的支援体制の整備を図る。	学力向上のために配置する非常勤講師等に係る経費	2分の1以内	市町
3	長崎県公立学校情報機器整備事業費補助金	公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器の円滑	次に掲げる事業に要する経費		
			(1)公立学校情報機器購入事業 学習者用コンピュータの整備 又は更新に要する経費（情報機器	3分の2以内。ただし、1台当たり55,000円（へ	市町

<p>な整備を推進する。</p>	<p>の運搬費及び情報機器の設置・据付け費を含む。)。ただし、別に定める補助要件に該当するものに限る。</p>	<p>き地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号)第3条第1項に基づく1級から5級のへき地学校(以下「へき地学校」という。))及び離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)に所在する場合は、100分の102を乗じた額)を限度とする。</p>	
	<p>(2)公立学校情報機器リース事業 学習者用コンピュータの整備 又は更新に要する経費(情報機器の運搬費及び情報機器の設置・据付け費を含む。)。ただし、別に</p>	<p>定額(補助基準額×整備台数×3分の2と契約単価(補助対象となる端末</p>	<p>市町及び民間事業者</p>

		定める補助要件に該当するものに限る。	本体等相当額) × 整備台数 × 3 分の2のいずれ か低い額)。た だし、補助基準 額は1台あたり 55,000円(へき 地学校及び離 島振興対策実 施地域に所在 する場合は、 100分の102を 乗じた額)とす る。	
		(3) 公立学校入出力支援装置購入事業 障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の更新等に要する経費(情報機器の運搬費及び情報機器の設置・据付け費を含む。)	10分の10以内。 ただし、個別の 入出力支援装 置の下限額を 10,000円とす る。	市町

3 高校教育課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	留学生の宿舎確保対策として、市が離島留学制度実施校に組織する離島留学運営委員会に対して助成する経費	2分の1以内。ただし、1人当たり月額15,000円を限度とする。	市
2	長崎県産業教育	教育の振興を	長崎県産業教育振興会の運営費	予算の範囲内	長崎県産業教育

	育振興会補助金	図る。		で知事が定める額	振興会
3	長崎県立高等学校離島留学生帰省費補助金	離島留学制度実施校に在籍している生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。	離島留学制度により実施校に在籍している生徒が、公共交通機関を利用して親元等に帰省するための往復の交通費の実費	2分の1以内。ただし、1回の帰省にかかる補助金は30,000円を上限とし、交付は1の年度につき2回を限度とする。	生徒の保護者
4	長崎県高等学校親子留学補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	市町が、親子留学制度を利用して離島留学実施校に通学する生徒の保護者（ひとり親世帯等）に対して助成する経費	2分の1以内。ただし、1人当たり月額7,500円を限度とする。	市町
5	高校・地域連携イキイキ活性化補助金	市町が設置するコンソーシアムへの支援を通じて高校の魅力化を図る。	市町が設置するコンソーシアムが取り決めた高校の魅力化に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	高校の魅力化に取り組むために設置されたコンソーシアム

4 児童生徒支援課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業費補助金	不登校児童生徒の教育機会の確保及び将来の社会的自立に向けた支援を推進する。	市町が、学校外の公的機関、民間施設又は地域行事、自然環境等の社会資源を活用して実施する不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた体験活動に要する経費	2分の1以内	市町
2	学校内外にお	校内教育支援	校内教育支援センター設置に当	2分の1以内	市町

ける児童生徒の学びの場創出事業補助金	センターの設置を促進するため、必要となる人的支援体制の整備を図るとともに、民間など学校外の相談・指導機関等との連携や、オンラインによる支援の推進等、市町における多様な先進的な取組を推進する。	たり、学校に配置する指導員等に要する経費		
--------------------	---	----------------------	--	--

5 生涯学習課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	婦人会活動活性化事業補助金	県域の婦人会活動を支援することで、地域婦人団体の活動の活性化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 運営委員会の開催 (2) 活動推進研修会の開催 (3) 実践発表会の開催 (4) 広報活動	2分の1以内	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会
2	公民館大会開催事業補助金	公民館、社会教育関係団体関係者等が集い、交流を深め、相互に研修し、実践力を高める	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	公民館大会実行委員会

		ことにより、今後の公民館活動の一層の充実及び発展に寄与することを目的とする。			
3	九州ブロック社会教育研究大会開催費補助金	九州各県・各地域での取組の現状や成果をもとに、社会教育委員及び社会教育関係職員が研究協議を行い、社会教育の振興の在り方についての認識を深め合うことを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州ブロック社会教育研究大会実行委員会
4	九州地区高等学校PTA連合会长崎大会開催費補助金	九州各県の高 等学校PTA会 員が集い、交 流を深め、相 互に研修し、 実践力を高め ることに より、子ども と親にかかわ る問題の解決 と今後の方策	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区高等学校PTA連合会

		見いだすことを目的とする。			
5	九州ブロックPTA研究大会長崎大会開催費補助金	九州各県のPTA会員が集い、交流を深め、相互に研修し、実践力を高めることにより、子どもと親にかかわる問題の解決と今後の方策を見いだすことを目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	九州ブロックPTA研究大会実行委員会
6	長崎県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、社会全体で地域の将来を担う子どもたちを育成	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域子ども教室推進事業 ア 地域子ども教室の運営 イ 運営委員会の設置 ウ 地域学校協働活動推進員等の配置 (2) 地域子ども教室備品整備事業 (3) 地域未来塾推進事業 ア 地域未来塾の運営 イ 運営委員会の設置 ウ 地域学校協働活動推進員等の配置	3分の2以内	市町（ただし、中核市は除く）

		するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。			
7	九州青年祭開催費補助金	九州青年祭開催を支援する。	九州青年祭の開催に関する経費	予算の範囲内で知事が定める額	九州ブロック青年団協議会
8	日本ジャンボリー県連派遣団参加費補助金	日本ジャンボリー県連派遣団の参加を支援する。	日本ジャンボリー県連派遣団の参加費	予算の範囲内で知事が定める額	日本ボーイスカウト長崎県連盟
9	九州・沖縄ブロック野営大会開催費補助金	九州・沖縄各県のボーイスカウトが友情を深めるとともに日頃の訓練の成果を発揮することを目的とする。	九州・沖縄ブロック野営大会の開催に伴う経費	予算の範囲内で知事が定める額	日本ボーイスカウト長崎県連盟
10	ガールスカウト九州キャンプ開催費補助金	九州・沖縄各県のガールスカウトが友情を深めるとともに日頃の訓練の成果を発揮することを目的とする。	ガールスカウト九州キャンプの開催に伴う経費	予算の範囲内で知事が定める額	ガールスカウト日本連盟長崎県支部
11	九州地区地域	九州各県の婦	大会開催に要する経費のうち、報	予算の範囲内	九州地区地域婦

	婦人大会開催 事業費補助金	人団体関係者 が集い、交流を 深め、相互に研 修することに より、婦人団体 の当面する具 体的問題につ いて研究討議 し、活動の一層 の充実及び発 展に寄与する ことを目的と する。	償費、旅費、需用費、役務費、使 用料及び賃借料	で知事が定め る額	人大会実行委員 会
12	九州地区公民 館研究大会長 崎大会開催事 業費補助金	九州各県の公 民館、社会教育 関係団体関係 者等が集い、交 流を深め、相互 に研修し、実践 力を高めるこ とにより、今後 の公民館活動 の一層の充実 及び発展に寄 与することを 目的とする。	大会開催に要する経費のうち、報 償費、旅費、需用費、役務費、使 用料及び賃借料	予算の範囲内 で知事が定め る額	九州地区公民館 研究大会長崎大 会実行委員会
13	新型コロナウ イルス感染症 対策のための	新型コロナウ イルス感染症 の感染拡大防	謝金、旅費、交通費、備品費、消 耗品費、印刷製本費、通信運搬費、 借料及び損料、会議費、保険料、	定額	市町（ただし、 中核市を除く。）

	学校一斉臨時休業に伴う新たな地域子ども教室の実施費補助金	止のために行われる学校の一斉臨時休業に伴い、自宅等において一人で過ごすことが困難な児童のうち、家庭での学習習慣が定着していない、あるいは学習機会が十分でない子供たちの学習機会を確保するため、地域と学校が連携・協働して学習活動の機会を提供する。	雑役務費、委託費		
14	全国地域婦人団体研究大会開催事業費補助金	全国各都道府県の婦人団体関係者が集い、交流を深め、相互に研修することにより、婦人団体の直面する具体的問題について研	大会開催に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	予算の範囲内で知事が定める額	全国地域婦人団体研究大会実行委員会

	<p>究討議し、活動の一層の充実及び発展に寄与することを目的とする。</p>		
--	--	--	--

6 学芸文化課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	指定文化財保存整備事業補助金	教育文化の振興を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 有形文化財保存整備事業 ア 国又は県指定の有形文化財の文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項及び第46条の2第1項又は長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下「文化財保護条例」という。）第11条第1項の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 長崎県文化財保護審議会の同意に基づく国、県指定以外の有形文化財の文化財保護条例第11条第1項の規定に準じて行う保存整備に要する経費 ウ 別に定める基準により算定する経費 (2) 歴史資料等緊急調査事業 別に定める基準により算定する経費	2分の1以内(国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町のみは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外ときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内)	市町並びに知事が適当と認める団体及び個人

			の5分の2以内
	(3) 無形文化財保存公開事業 国又は県指定の無形文化財の文化財保護法第74条、第75条及び第77条又は文化財保護条例第26条第2項の規定に基づく保存公開等に要する経費		2分の1以内(国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内)
	(4) 文化財保存技術保存事業 別に定める基準により算定する経費		補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内
	(5) 有形民俗文化財等保存整備事業 ア 国又は県指定の有形民俗文化財の文化財保護法第83条又は文化財保護条例第32条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費		2分の1以内(国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2

			<p>(6) 無形民俗文化財保存公開事業</p> <p>ア 国又は県指定の無形民俗文化財の文化財保護法第87条、第88条及び第91条又は文化財保護条例32条の規定に基づく保存公開等に要する経費</p> <p>イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>以内、市町以外 のときは補助 対象経費から 国庫補助額を 減じた額の3分 の1以内)</p>
			<p>(7) 遺跡及び埋蔵文化財緊急調査保存整備事業</p> <p>ア 文化財保護法第99条第4項の規定による発掘調査に要する経費</p> <p>イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>補助対象経費 から国庫補助 額を減じた額 の5分の2以内</p>
			<p>(8) 史跡名勝天然記念物等保存整備事業</p> <p>ア 国又は県指定の史跡名勝天然記念物の文化財保護法第120条及び第129条又は文化財保護条例第39条の規定に基づく保存整備に要する経費</p> <p>イ 別に定める基準により算定する経費</p>	<p>2分の1以内(国 庫補助対象事 業の場合にお いて、補助事業 者が市町のと きは補助対象 経費から国庫 補助額を減じ た額の5分の2 以内、市町以外 のときは補助 対象経費から</p>

				国庫補助額を減じた額の3分の1以内)	
			(9) 文化的景観保護推進事業 別に定める基準により算定する経費	補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内	
			(10) 伝統的建造物群保存地区 保存整備事業 ア 国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区の文化財保護法第146条の規定に基づく保存整備に要する経費 イ 別に定める基準により算定する経費	補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内	
			(11) 文化財建造物等を活用した地域活性化事業 別に定める基準により算定する経費	補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の5分の2以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の3分の1以内	
2	長崎県青少年劇場開催事業	教育文化の振興を図る。	別に定める長崎県青少年劇場実施要項に基づく開催に要する経	2分の1以内	市町

	補助金		費		
3	文化財を活用した地域シンボルづくり支援事業補助金	市町村合併を契機とし、地域のシンボルとして文化財を活用し、新たなまちづくりを進めようとする新市町を支援する。	新市町のシンボルとなり、地域振興の核となるような文化財の復元整備等を行う事業であり、別に定める要件をすべて満たすものとし、一新市町につき一事業とする。また、対象事業に合併特例債を充当した後の元利償還に要する経費に合併特例債の交付税算入率（地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第5条に定める率とする。）を控除した率を乗じた額とする。		平成15年3月1日から平成18年3月31日までに市町村合併をした新市町
			(1) 国指定文化財 国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施する事業のうち、合併特例債を財源の一部とする事業（対象となる事業費の上限は文化庁が認める額とする）	5分の2以内	
			(2) 県指定文化財 指定文化財保存整備事業補助金の対象となる事業のうち、合併特例債を財源の一部とする事業（対象となる事業費の上限は3億円とする）	2分の1以内	
4	指定文化財過疎地域特別支援事業補助金	過疎地域の振興を図るため、文化財の保存	別に定める指定文化財過疎地域特別支援事業補助金実施要綱に基づく事業に要する経費。ただ	5分の2以内	市町

		整備等を行う市町を支援する。	し、国庫補助残に充当した過疎対策事業債の元利償還に要する経費に過疎対策事業債の交付税算入率（地方交付税法附則第5条に定める率とする。）を控除した率を乗じた額とする。		
5	長崎県高等学校文化活動費補助金	県内高校生の文化活動内容の向上を図り、高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資する。	次に掲げる事業に要する経費		長崎県高等学校文化連盟
			(1) 長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業 県高等学校文化連盟が主催する県高等学校総合文化祭の開催に係る運営費（振込手数料を含む。）	2分の1以内の額	
			(2) 長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの（振込手数料を含む。） ア 参加生徒の旅費 出場生徒の旅費のうち団体割引又は学生割引後の交通費（壱岐又は対馬地区の生徒にあっては壱岐又は対馬と県境駅（小長井又は三川内）間の船賃相当額及び鉄道賃相当額、その他の離島地区	(1) 交通費 2分の1以内の額 (2) 宿泊費 3分の2以内の額 (3) 輸送費 大小道具、楽器及び作品の往復の輸送に係る輸送実費額の2分の1以内の額	

		<p>の生徒にあつては当該離島地区と本土間の船賃相当額)及び宿泊費(1泊を限度とする。)</p> <p>イ 県高等学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p>	
	(3) 全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業	<p>県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの(振込手数料を含む。)</p> <p>ア 参加生徒の旅費</p> <p>出場生徒(マネージャーを含む)の旅費のうち交通費(水路・鉄道利用にあつては団体及び学生割引後の実費額、バス借上にあつては目的地までの運賃相当額と借上実費額を比較して、いずれか低い額)及び宿泊費</p> <p>イ 各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p> <p>ウ 各部門参加に係る会場使用料及び賃借料</p> <p>エ 各部門参加に係る動画収録委託料</p>	<p>(1) 交通費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>(2) 宿泊費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>(3) 輸送費</p> <p>大小道具、楽器及び作品の往復の輸送に係る輸送実費額の2分の1以内の額</p> <p>(4) 会場使用料及び賃借料</p> <p>2分の1以内の額</p>

			(5) 委託料 2分の1以 内の額
		オ 上記経費に係る取消料（新 型コロナウイルス感染症に より、不参加になった際の経 費）	(6) 取消料 10分の10 以内の額
		(4) 長崎県高等学校文化活動推 進校指定事業 文化活動推進校に指定され た高等学校の指定種目の活動 経費のうち次に掲げる事業に 要するもの（振込手数料を含 む。） ア 合宿・遠征事業 イ 講師招へい事業 ウ 発表会等開催事業 エ 文化活動の強化及び育成 に関する事業	予算の範囲内 で知事が定め る額
		(5) 長崎県高等学校文化活動活 性化補助事業 高等学校文化連盟における 専門部の育成及び強化のため に実施される事業のうち次に 掲げる事業に要するもの（振込 手数料を含む。） ア 生徒を対象とした講習会 イ 教員を対象とした指導者 講習会及び研修会	予算の範囲内 で知事が定め る額

			<p>ウ 専門部の育成及び設立に係る事業</p> <p>エ 中学校と連携した文化力育成・専門部活性化を目的とした事業</p> <p>オ 各高等学校の文化活動の活性化に資するための事業</p>		
6	長崎県中学校文化活動費補助金	県内中学生の文化活動の向上を図り、あわせて青少年の豊かな心を育むことを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費		長崎県中学校文化連盟
			(1) 長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業 県中学校文化連盟（以下「中文連」という。）が主催する県中学校総合文化祭の開催に係る運営費（振込手数料を含む。）	予算の範囲内で知事が定める額	
			(2) 長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業 離島地区の中学校が中文連の主催する県中学校総合文化祭参加に要する経費のうち次に掲げるもの（振込手数料を含む。） ア 参加生徒の交通費及び宿泊費 イ 県中学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費	予算の範囲内で知事が定める額	
			(3) 全国中学校総合文化祭派遣費補助事業 中文連が推薦した全国中学	予算の範囲内で知事が定める額	

			<p>校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち次に掲げるもの（振込手数料を含む。）</p> <p>ア 参加生徒の交通費及び宿泊費</p> <p>イ 各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p> <p>ウ 参加に係る参加料及び消耗品費及び通信費</p> <p>エ 上記経費に係る取消料（新型コロナウイルス感染症により、不参加になった際の経費）</p>		
			<p>(4) 長崎県中学校文化活動推進校指定事業</p> <p>文化活動推進校に指定された中学校の指定種目の活動経費のうち次に掲げる事業に要するもの（振込手数料を含む。）</p> <p>ア 合宿・遠征事業</p> <p>イ 講師招へい事業</p> <p>ウ 芸術鑑賞事業</p> <p>エ 発表会等開催事業</p> <p>オ 文化活動の強化及び育成に関する事業</p>	<p>予算の範囲内で知事が定める額</p>	
7	一支国博物館建設事業費補助金	県埋蔵文化財センターと一体的に整備す	博物館建設事業に充当した、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2に規	補助対象経費の2分の1（県埋蔵文化財セン	壱岐市

		る吉岐市立一定する地方債（以下、「合併特例支国博物館(以債」という。)に係る元利償還金に整備するこ 下、「博物館」及び合併特例債を充当した後のとで、博物館の という。)の建市負担額のうち県が必要と認め機能が高くな 設事業を支援る経費ると知事が認 することによめる部分につ り、歴史的遺産いては10分の の総合的な活10)以内で予算 用を通じて、吉の範囲内の額 岐の地域振興 に資すること を目的とする。			
8	文化部における部活動指導員配置事業費補助金	文化部活動における教員の負担軽減と体制整備を図る。	中学校の文化部における部活動指導員の配置に要する経費	3分の2以内	市町

7 体育保健課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県学校保健会事業費補助金	児童及び生徒の健康増進を 目指した学校保健の推進を 図る。	長崎県学校保健会が行う、児童及び生徒の健康増進を目指した学校保健の推進を図る事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県学校保健会
2	長崎県高等学校体育連盟事業費補助金	高等学校生徒の競技力向上 及び生徒相互の親睦を図り、 心身共に健全な高校生を育	長崎県高等学校体育連盟が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) 全国高等学校体育大会、全九州高等学校体育大会等派遣事業（艇の運搬料及び振込手数料を含む。）	(1)から(3)まで 予算の範囲内で知事が定める	長崎県高等学校体育連盟

		成する。	<p>(2) 県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業（振込手数料を含む。）</p> <p>(3) 県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業（振込手数料を含む。）</p> <p>(4) 県高等学校総合体育大会開催事業</p> <p>(5) 全九州高等学校体育大会開催事業（県内開催競技に限る。）</p> <p>(6) ジュニアスポーツ推進事業として強化校等に指定されたものを行う次の事業（振込手数料を含む。）</p> <p>ア 遠征試合</p> <p>イ 強化合宿</p> <p>ウ 強化練習</p>	<p>額（間接補助の場合は、補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助率以内の額とする。）</p> <p>(4)から(6)まで 予算の範囲内で知事が定める額</p>	
3	長崎県高等学校野球連盟事業費補助金	高等学校野球の競技力向上を図る。	<p>ジュニアスポーツ推進事業として県高等学校野球連盟が行う次の事業に要する経費（振込手数料を含む。）</p> <p>(1) 遠征試合</p> <p>(2) 強化合宿</p> <p>(3) 強化練習</p> <p>(4) 指導者講習会</p>	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校野球連盟
4	長崎県中学校体育連盟事業	中学校生徒の競技力向上及	長崎県中学校体育連盟が行う、次に掲げる事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定め	長崎県中学校体育連盟

	費補助金	び生徒相互の親睦を図り、心身共に健全な中学生を育成する。	(1) 県中学校総合体育大会開催事業 (2) 県中学校総合体育大会離島地区選手派遣事業 (3) 全国又は全九州中学校体育大会派遣事業 (4) 全九州中学校体育大会開催事業(県内開催競技に限る。) (5) ジュニアスポーツ推進事業として県中学校体育連盟が行う県レベル又は地区レベルの次の事業(振込手数料を含む。) ア 遠征試合 イ 強化合宿 ウ 強化練習 エ 指導者講習会	る額	
5	公益財団法人長崎県スポーツ協会事業費補助金	広く県民のスポーツを振興し、その普及及び振興並びに競技力の向上を図る。	公益財団法人長崎県スポーツ協会が行う、次に掲げる事業に要する経費 (1) スポーツ振興総合推進事業 (2) 国民体育大会推進事業 (3) スポーツ合宿施設運営事業	予算の範囲内で知事が定める額(間接補助の場合は、補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助額と同額)	公益財団法人長崎県スポーツ協会
6	学校給食継続支援費補助金	学校の臨時休業に伴い影響を受けた業者へ安定した食材供給を行っ	安定した食材供給を行ってもらうための業者に対する支援に係る所要経費	予算の範囲内で知事が定める額	県立学校給食食材を取り扱う業者

		てもらうための支援を行う。			
7	運動部における部活動指導員配置事業費補助金	運動部活動における教員の負担軽減と体制整備を図る。	中学校の運動部における部活動指導員の配置に要する経費	3分の2以内	市町
8	令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業費補助金	令和6年度に本県で開催される全国高等学校総合体育大会を円滑に実施するため、競技役員等を養成することを目的とする。	長崎県高等学校体育連盟専門部が行う、令和6年度全国高等学校総合体育大会にかかる競技役員等養成事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県高等学校体育連盟専門部
9	全国学校歯科保健研究大会開催費補助金	本県で開催される全国学校歯科保健研究大会を円滑に開催することを目的とする。	全国学校歯科保健研究大会の開催に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般社団法人長崎県歯科医師会
10	全国中学校体育大会開催費補助金	全国中学校体育大会を円滑に開催することを目的とする。	全国中学校体育大会の開催に係る事業に要する経費（県内開催競技に限る。）	予算の範囲内で知事が定める額	全国中学校体育大会長崎県実行委員会
11	全国高等学校総合体育大会競技種目別大	全国高等学校総合体育大会競技種目別大	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会の運営に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	全国高等学校総合体育大会競技種目別大会を運

	会運営費補助金	会を円滑に開催することを目的とする。			営する会場地 市町実行委員会
12	国民スポーツ大会九州ブロック大会開催費補助金	国民スポーツ大会九州ブロック大会を円滑に開催することを目的とする。	国民スポーツ大会九州ブロック大会の開催に係る事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	国民スポーツ大会九州ブロック大会長崎県実行委員会
13	未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業費補助金	アスリートの県内就職支援等の取組を通して、競技力の向上を図る。	アスリートの県内就職支援や社会人アスリートの活動母体となる社会人クラブチームの支援に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	公益財団法人長崎県スポーツ協会

8 教育環境整備課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県高等学校定時制教育及び通信教育振興奨励費補助金	勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等の保障を図る。	県立高等学校の定時制課程又は通信制過程に在学する生徒の教科書及び学習書の購入に必要な経費並びに夜食費	予算の範囲内で知事が定める額	県立高等学校の定時制課程又は通信制過程に在学する生徒
2	学校給食費等物価高騰対策費補助金	県立学校の学校給食費及び県立特別支援学校の舎食費の物価高騰に	県立学校の学校給食費及び県立特別支援学校の舎食費の物価上昇見合い分	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。	県立学校の学校給食費及び県立特別支援学校の舎食費を取り扱う団体

		伴う増額分の 経費を支援し、 保護者の負担 軽減及び栄養 バランスや量 を保った学校 給食等の提供 を図ることを 目的とする。		
--	--	---	--	--

9 義務教育課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	東日本大震災被災児童生徒就学支援事業費補助金	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 被災児童生徒就学援助事業 学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費及び医療費 (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 学校給食費、通学費等の就学に必要な経費を軽減する就学奨励事業に係る所要経費	10分の10以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。	市町
2	大規模災害被災児童生徒就学支援事業費補助金	大規模災害により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機会の確保に資することを目的と	次に掲げる事業に要する経費 (1) 被災児童生徒就学援助事業 学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費及び医療費 (2) 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 学校給食費、通学費等の就学	3分の2以内。ただし、別に定める基準により算定する額を限度とする。	市町

		する。	に必要な経費を軽減する就学 奨励事業に係る所要経費		
--	--	-----	------------------------------	--	--

10 学芸文化課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	しまの高校生 部活動応援事 業費補助金	しまの高等学 校に在籍して いる生徒が、部 活動における 他校との交流 等をより多く 体験できるよ うに支援を図 る。	しまの高等学校のPTAが負担して いる部活動の遠征等に要する交 通費	予算の範囲内 で知事が定め る額	しまの高等学校 のPTA